**出向に関する協定書**

[出向元] 株式会社○○（以下「甲」という。）と [出向先]株式会社□□（以下「乙」という。）は、甲の従業員を乙に出向させるにあたり、その出向従業員（以下「出向者」という。）の労働条件および経費の負担等の取扱いについて以下のとおり協定する。

（出向者）

第 条　甲から乙へ出向させる従業員の氏名、乙における役職、おもな業務内容、勤務場所は、別表1のとおりとする。

（出向期間）

第 条　前条の出向者の出向期間は、別表1のとおりとする。

1. 甲または乙に出向期間の延長または短縮の必要が生じたときは、それぞれの申し出により、双方協議のうえで決定する。

（服務および勤務）

第 条　出向者の乙における就業時間、休憩時間および休日等勤務に関する事項は、乙の規定による。ただし、年次有給休暇他 休暇の付与日数および付与条件等については、甲の規定による。

（勤務実績の報告）

第 条　乙は、出向者の毎月の勤務実績を翌月 ○ 日までに書面で甲に報告する。

（給与・賞与の負担および支払方法）

第 条　出向者に対する月例の給与および賞与は別表2のとおりとし、前条の勤務実績および甲の基準に基づいて算出し、甲から出向者へ立替払いをおこない、乙が負担する。

1. 月の途中における出向開始または出向解除の場合の給与等の負担は、甲の発令日を基準とする日割り計算により甲乙それぞれが負担する。

（社会保険）

第 条　出向者に係る健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険について、適用および保険料の納付は甲の基準に基づき、甲においておこなうものとする。ただし、保険料の事業主負担分については甲が立替払いをおこない、乙が負担する。

1. 出向者に係る労働者災害補償保険の適用、保険料の負担、納付は乙においておこなうものとし、甲は出向者に係る当該年度の総賃金を乙に通知するものとする。

（旅費等）

第 条　出向者が出向期間中に乙の用務のために出張する場合の旅費は、乙が負担し、乙が直接支払う。

1. 出向者に係る通勤費は、乙の負担により出向者に支給する。
2. 乙において日常発生する出向者の業務上の経費は、乙が負担する。
3. 出向者の乙への赴任および甲への帰任に必要な旅費は、甲が負担する。

（健康診断）

第 条　出向者の健康診断は、乙の基準により乙においておこなうものとする。

（懲戒）

第 条　出向者の行為が乙の定める懲戒基準に該当するときは、乙は甲へすみやかにその事由を通知し、甲は甲の基準によりこれを懲戒する。

（負担金の支払い）

第条　甲は乙に対し、毎月月末に請求書と明細内訳を発行する。乙は請求書に基づき、翌月10日までに別表2に記載の甲の指定する金融機関に振り込むものとする。

（協議等）

第条　この協定書に定めのない事項あるいは疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書を2部作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （甲） | 住所 |  |
|  | 株式会社○○ |  |
|  | 役職名　　　　氏名　　 | 印 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （乙） | 住所 |  |
|  | 株式会社□□ |  |
|  | 役職名　　　　氏名　　 | 印 |

**（別表１）**

|  |  |
| --- | --- |
| 出向者氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 出向期間 | 　　年　　月　　日 より 　　　　年　　月　　日まで |
| 乙における主な業務内容 |  |
| 乙における役職 |  |
| 乙における主な勤務場所 |  |

**（別表２）**

|  |  |
| --- | --- |
| 給　　　与 | 基本給月額　　　　　　円○○○手当　　　　　　円○○○手当　　　　　　円超過勤務手当等については、乙における勤務実績および甲の基準に基づいて算出し、甲から出向者へ立替払いをおこない、乙が負担する。 |
| 賞　　　与 | 甲の基準に基づいて別途算出する。甲から出向者へ立替払いをおこない、乙が負担する。 |
| 振込先の金融機関 | 金融機関名 | 　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　支店 |
| 預金種別 | 普通　　・　　当座　 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義  |  |